

第61回農林水産本省入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和7年2月13日)

開催日及び場所			令和6年12月23日（月曜日）農林水産省会議室			
委員			戸塚 輝夫(公認会計士) 加納 小百合(弁護士) 青山 浩子(農業ジャーナリスト)			
審議対象期間			令和6年7月1日～令和6年9月30日			
審議対象案件			149件 うち、1者応札案件 55件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 6件			
抽出案件			10件 うち、1者応札案件 9件 (抽出率 7%) (抽出率 16%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2件 (抽出率 30%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		随意契約		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
	業務	一般競争		2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件		
		指名競争	公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
			簡易公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		随意契約	公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
			簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
			その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
	物品・役務等	一般競争		4件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件		
		指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		随意契約（企画競争・公募）		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		随意契約（その他）		2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
	(特記事項)					

	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：大臣官房予算課会計指導班

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

第 61 回農林水産本省入札等監視委員会
委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
資料 4－1 指名停止等についての報告	
株式会社浅川組は、工事の内容が粗雑であったことから工事をやり直しているが、営業停止40日の処分は短いのではないか。	近畿地方整備局長が同局の規程に基づき40日の処分を行ったことから、当省においても同様に処分したもの。
工事・競10 令和6年度農地・農業用施設等災害復旧支援システム被害把握ツール等検討業務	
令和5年度は随意契約だが、今年度一般競争入札に変えた理由は何か。	令和5年度に2者から応募があり、令和6年度も複数者の応札が見込まれたことから、総合評価方式による一般競争入札に変更した。
工事・随7 令和6年度農業集落排水施設技術検討業務	
農業集落排水資源の再生利用に関する手引き及び農業集落排水施設震災対応の手引きは毎年改訂を行っているのか。	内容を更新する必要性が生じた場合に行っている。今回は、能登半島地震で被災した農業集落排水施設の対応を踏まえた内容に改訂したものである。
（上記の回答を受けて、）過去3年の契約状況から、毎年契約を行っているため、毎年改訂しているように思われるがいかがか。	毎年異なる分野の手引きの改訂を行っている。
（上記の回答を受けて、）毎年改訂する内容は違うが、過去3年の入札金額がほぼ同じであるのはなぜか。	当省が業務説明書に提示していた業務量の目安における参考業務規模がほぼ同額であったことが理由と考える。
令和5年度は6月、令和6年度は7月に契約しているが、今年度契約時期が後ろ倒しになったのはなぜか。	令和6年度も6月に発注するべきであったが、能登半島地震の対応等により、発注時期が遅れた。
技術提案書の審査結果を見ると、C評価が多いようだが、事業者はその旨のフィードバックを行っているのか。	事業者にはフィードバックを行っている。 また、C評価は標準的な評価であるため、C評価が多くても劣っているというわけではない。
一者応札改善策チェックシートにおいて、「公告期間を必要に応じて延長する」とは、次年度必ず公告期間を延長するということではないのか。	事業者とヒアリング等を行いながら、前向きに進めていくという意図である。

工事・競9 令和6年度土地取得価格等基準書作成に係る土地評価手法検討業務	
一者応札の原因について、「作業スケジュールが不明確で分かりにくかった」とあるが、具体的には仕様書等のどこを指すのか。	仕様書の作業項目・作業内容におけるスケジュールを指している。スケジュール感を把握しやすい記載になるよう改善を図る。
一者応札改善のために行ったアンケート調査において、「検討委員会の人選に苦慮することが想定されるため、入札参加を見送ることとした。」とあるが、どういう意味か。	当該業務は検討委員会を設置して、有識者や専門家から土地評価手法のマニュアルや標準例の作成について意見をいただくことにしているが、事業者がその検討委員の選定に苦慮するため入札の参加を見送ったという意味である。
物役・競40 令和6年度国営造成水利施設GIS整備等業務	
一者応札改善策について、ソフトウェアの業務経験に関する要件を緩和するとあるが、要件を緩和しても業務に支障はないのか。	業務に支障はない。
(上記の回答を受けて、)なぜ以前から要件を緩和していなかったのか。	資格要件の確認に応募した事業者は2者であったが、そのうち1者は当省の求めるバージョンのソフトウェアに対応していなかったため、入札の参加を見送った。 今年度当省で使用しているソフトウェアの改修を行い、来年度からは今回入札を見送った事業者を含めた複数者の参加が見込めると考えている。
落札率について、令和3年度は■%、令和4年度は■%と抑えられているが、令和5年度は■%と予定価格に近い値になったのはなぜか。	令和5年度の予算額の設定には過年度の契約額の実績を踏まえて設定しており、予定価格もその範囲内で積算したため、落札率が予定価格に近い結果になったのではないかと考える。
一者応札改善策チェックシートにおいて、「令和7年度業務では農地地図情報システムの利用状況調査結果のとりまとめを実施しない」とあるが、この意図は何か。	農地地図情報システムの利用状況調査は2年に1回行っており、来年度は調査対象年度に当たらず、集計作業の負担がない。当該作業を負担と考える事業者に対し、効果があるものとして記載している。

物役・随5 令和6年度eMAFFリスク評価業務	
契約相手方である PwC コンサルティング合同会社と過去にも同様の契約を締結しているのか。	当該業務に関しては、PwC コンサルティング合同会社と初めて契約を締結した。なお、eMAFF の関連システムである eMAFF 地図のコンサルティング業務を長年行っている事業者である。
PwC コンサルティング合同会社がeMAFFのシステムを開発し、当該システムを自身で評価することになっていないか。	eMAFFのシステム開発、コンサルティング業務及び運用保守は、別の事業者が行っており、当該業務はそのシステムの監査として行うものであるため、システムを開発した事業者がリスク評価を行うことにはなっていない。
一者応札改善策について、「IT人材を確保するため公告期間を延長する」とあるが、改善策として他のアプローチはないか。	今回は公告時期が7月であり、年度当初から始まる業務に人員が配置された後の公告であったため、人材の確保が難しかった背景がある。次回からは公告時期の見直しも含めて対応を検討したい。
物役・競60 令和6年度フードサプライチェーンの見える化推進委託事業	
一者応札改善策について、「前年度の成果を踏まえた事業の実施が必要な場合は、仕様書に可能な限り具体的に記載する」とあるが、事業者からこのような要望が出たのは今回が初めてか。	今回が初めてである。当該事業は、毎年同じテーマを違う品目で行っており、前年度の成果を前提に検討を重ねるものであるが、一者応札が続いたため事業者アンケート調査を行ったところ、前述の意見があった。
今後閲覧を可能にする資料は、一般に公開している資料のほか、内部的な資料も想定しているのか。	御認識のとおりである。前年度の成果報告書や品目ごとの温室効果ガスの計算式などを閲覧可能にし、新規の事業者でも前年度の内容を把握できるようにする。
(上記の回答を受けて、) 競合他社にそのような資料を公開しても、契約相手方の事業者	前年度の委託事業者に許可を取った上で閲覧可能としているので、問題ない。
物役・競83 令和6年度国有農地等測量・境界確定促進委託事業（札幌法務局管内）	
当該事業において、過去何年同じ事業者と契約しているのか。	少なくとも過去3年は一般競争入札により、公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会と契約している。

物役・競 87 令和 5 年度国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内資源の肥料利用拡大に向けた調査（土壌分析業務）委託事業	
一者応札改善策について、「分析項目を 2、3 程度にグループ化し、業務 1 件当たりの業務内容を減らす」とは、来年度から分割して発注するということか。	御認識のとおりである。分割して発注することで、事業者が得意な分野で入札に参加できると考える。
一者応札となった原因に「入札公告期間が 20 日間と限られていたため」とあるが、改善策を「次年度の公告期間を 15 日以上」とするのは整合が取れていないのではないか。	改善策は休日を除く開庁日でカウントしたため 15 日以上と記載しているが、休日を含むと 20 日以上である。
物役・随 7 令和 6 年度戦略的監視・診断体制整備推進委託事業（家畜伝染病診断体制強化・整備）	
業務の専門性が高いため随意契約をしているが、予定価格の算出はどのように行っているのか。	当該事業は特命随意契約のため、事業者から参考見積を徴取し、それが仕様書に基づいて正しく計上されているか等を確認の上、予定価格として採用している。
業務を分割して発注することで、民間が参入する余地はないか。	病原体の所持に関する許可や業務の専門性の高さから他の事業者へ一部業務を分割して発注することは難しい。
物役・随 18 令和 6 年度放射能調査研究委託事業のうち「農林生産環境中における放射性核種の濃度変動の要因と動態の解明」	
平成 29 年から同じ事業者が受注し、令和 3 年に一者応札改善の余地なしと判断しているが、これ以降見直しは行わないのか。	一者応札改善を図るための取組は実施済みであるが、毎年公募をかけて他の事業者に参加していただく機会を設けている。